

# 埼玉県農業大学校駐車場管理委員会会則

## (目的)

第1条 本委員会は、埼玉県農業大学校内駐車場を使用する学生全員を構成員として組織し、駐車場の管理及び運営を円滑に行うことを目的とする。

## (組織)

第2条 駐車場管理委員を、原則として各学年の各専攻から1名選出し、駐車場管理委員会を組織する。

## (駐車場管理委員会の役割及び会議の開催)

第3条 駐車場管理委員会は、駐車場の管理計画並びに管理及び運営に当たっての役割分担等について、大学校と協議し決定する。また、駐車場利用者からの要望及び意見を取りまとめ、改善方策について大学校と協議を行う。

2 委員会は、4月に開催するほか、必要に応じて随時開催する。

## (駐車場の管理及び運営内容)

第4条 駐車場の管理内容は、定期的な掃除及び除草作業並びに必要に応じて行う駐車位置のロープ張り等とする。

2 駐車場の運営内容は、利用者の車両位置の割り振り及び看板設置等とする。

## (役員を選出及び業務)

第5条 委員の中から委員長1名、副委員長1名を互選する。

2 委員長は、委員会の決定に基づき、駐車場利用者全員に呼びかけて管理作業等を実施する。また、5月15日までに駐車場管理計画書(様式1)、3月15日までに実績報告書(様式2)を農業大学校長へ提出する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。

## (駐車場使用者の義務)

第6条 駐車場利用者は、委員会から割り当てられた管理作業等を実施する義務を負う。

## (その他)

第7条 その他必要な事項は別に定める。

附 則 この会則は、平成16年4月1日から施行する。